金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）の概要

業務継続計画（Business Continuity Plan）とは、自然災害などの予期せぬ事態が発生した場合においても、継続すべき業務（非常時優先業務）を行えるような体制（業務継続体制）を確保するための計画。

１．はじめに

＜金融庁における業務継続の基本方針＞

1. 国民の金融資産の保全を図り、国民生活や民間の金融・経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。
2. 金融庁の業務継続性の確保のため、金融庁職員の安全を確保し、必要な執行体制を整備した上で、適切に行政資源を配分する。

金融庁防災業務計画（H20.6改定）

○ 防災対策基本法に基づき、金融庁の一般的な業務継続体制を整備。

○ わが国及び地域の金融の中枢機能が、災害の発生時等においても継続して運用されるよう、実効的かつ包括的な体制の整備に努める。

金融庁防災業務計画第24条に基づく実施細目（H18.8策定）

○ 災害時における必要な最低限度の継続すべき金融庁中枢機能を明確化。

金融庁業務継続計画（H20.6策定H22.8改定）

○ 特定の災害に焦点を置き、事務フロー等の具体的な業務継続体制を定めたもので、防災業務計画の補完的な位置づけ。

○ 本計画の適用範囲は、首都直下地震。なお、当面の間、想定する首都直下地震以外の災害についても、必要に応じて本計画を準用。

２．想定災害、周辺環境想定

想定災害 ： 首都直下地震（東京湾北部地震（M7.3））が日曜及び平日の夕方18時に発生

周辺環境想定

○ 本庁舎 ： 大きな物的損傷は発生せず、本庁舎で継続して業務遂行が可能。

○ 公共交通機関 ： ３日間程度は途絶。

○ 電力 ： ２日間程度は外部供給が途絶。 ⇒非常用発電設備にて対応。セキュリティも確保。

○ 固定電話 ： １週間程度輻輳。 ⇒災害時優先電話にて対応。

○ 携帯電話 ： １週間程度輻輳。 ⇒パケット通信は利用可能。

○ インターネット ： ６日間程度は通信回線の断線等により使用不可。

○ 上下水 ： ３日間程度外部供給は途絶。 ⇒本庁舎受水槽（貯水タンク）にて対応。

３．非常時優先業務

＜非常時優先業務の概観＞

非常時優先業務	
	内部管理関連
○ 災害対策本部に係る業務 － 金融庁災害対策本部の設置・運営に関する庶務 － 庁内で収集した金融市場・金融機関等の被災状況に係る情報の集約・整理 － 外部連絡先（政府災害対策本部・財務省・日本銀行）との連絡・調整 － 職員の参集・配置に関する総合調整 ○ 金融市場等における状況の確認に係る業務 ○ 金融機関における状況の確認に係る業務 ○ 国民一般への情報発信に係る業務 ○ 金融庁の運用する行政手続に係るシステムの管理・運用に係る業務（EDINET） ○ 金融機関に対する被災者支援の要請に係る業務 ○ 海外当局、国際機関等への対応及び情報の伝達に係る業務	○ 行政資源の被災状況の確認に係る業務 － 金融庁職員の参集可能性の確認に係る業務 － 本庁舎・施設・災害時備蓄等の管理に係る業務 ○ 庁内情報システムの管理等に係る業務 － 庁内情報システムの障害への対応に係る業務 － 金融庁行政情報化LANシステムの運用に係る業務

（注） 上記のほか、公認会計士試験の試験日の前後に想定災害が発生した場合には、公認会計士試験の実施に係る業務を非常時優先業務として位置づけ。

＜金融庁と関係機関等との概念図（イメージ）＞

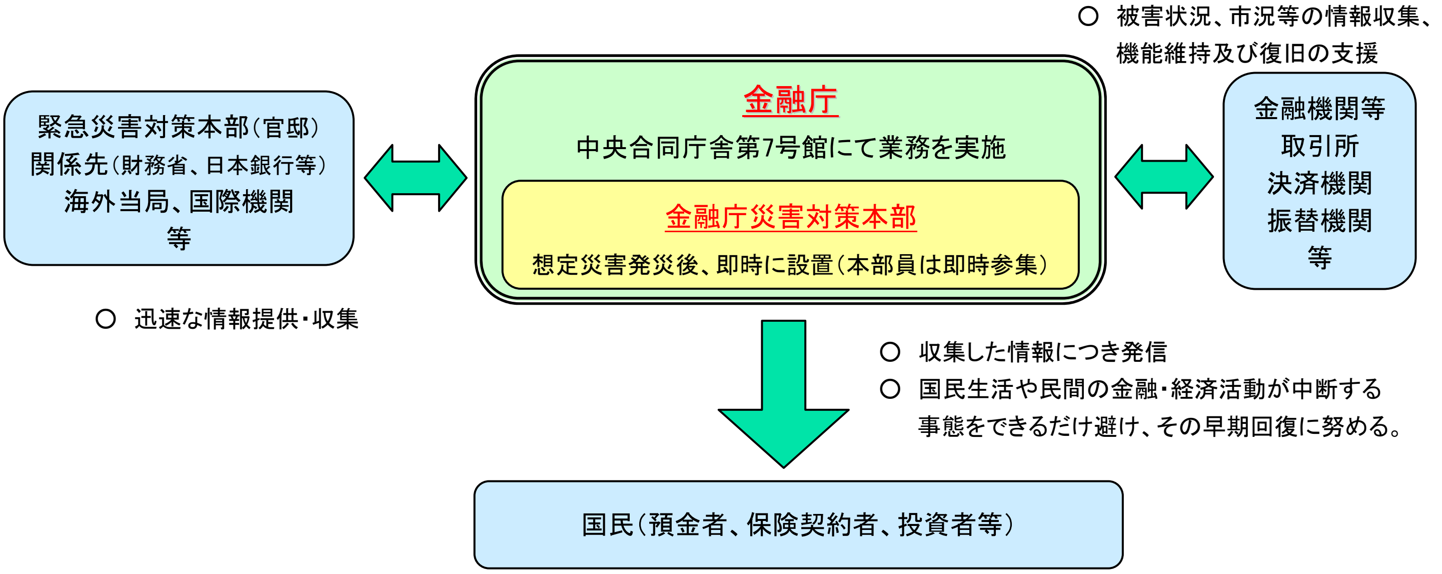

４．非常時優先業務を実施・継続するための執行体制

人的資源の確保

非常時優先業務を実施・継続する要員を確保するため、以下の取組みを実施。

① 予め、非常時参集要員を指定することで、業務執行体制を構築。
- 災害対策本部員・・・発災後、即時参集。
- 非常時参集者・・・各非常時優先業務の目標時間に応じて本庁舎に参集。
- 非常時参集予備者・・・非常時参集者より自ら参集する旨の連絡がない限り本庁舎に参集。

② 指揮命令・意思決定の権限者が参集できず、かつ、連絡が取れない場合に備え、権限委任についてのあり方を予め規定。

③「安否確認サービス」を利用し、職員の参集可能性、参集に要する時間等の情報を確認。

５．非常時優先業務を実施・継続するための執務環境の確保

物的資源の確保

これまでの取組み

- ○ 全職員を対象に、３日分の食料及び飲料水を備蓄、また、新たに毛布やヘルメット等の防災用品も備蓄。
- ○ 基本的な医薬品・懐中電灯・バール・ジャッキ・ハンマー等の器具が内包された防災キャビネット及び担架を各階に設置。
- ○ 災害対策本部となる会議室のほか、監督部局等、想定災害発生時において対外的に連絡を取る必要性が高い部署を中心に、固定電話を優先回線化。
- ○ 携帯電話に係る災害時優先回線の確保。
- ○ 各執務室内の接壁しているロッカー等につき、転倒防止対策を実施。
- ○ 共用しているサーバにつき、日次のバックアップ及び定期的な隔地保管を実施。

今後の取組み

- ○ 代替拠点の検討。

６．業務継続力向上のための取組み

教育・訓練の実施

以下のような教育・訓練を行い、職員の防災の意識を高める。
- ○ 参集訓練
- ○「安否確認サービス」の習熟訓練
- ○ 職員に対する研修・教育

上記のほか、非常時参集者・非常時参集予備者については、非常時優先業務の習熟に努める。

計画の見直し

- ○ 毎年内容を見直すことを基本として、必要に応じ、適宜改定を行うことを検討。